

氏名（本籍）	三好 禎之（愛媛県）			
学位の種類	博士（社会福祉学）			
学位番号	甲第67号			
学位授与の日付	2018年9月15日			
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当			
学位論文題目	水俣病多発地域における被害者の生活保障と支援団体に関する研究 —ライフヒストリー分析を通して—			
研究審査委員	主 査	野口 定久	日本福祉大学	特別任用教授
	副 査	後藤 澄江	日本福祉大学	教授
	”	児玉 善郎	日本福祉大学	教授
	学外審査委員	古橋エツ子	花園大学	名誉教授

論文内容の要旨

三好氏の学位請求論文は、水俣病被害者のライフヒストリーのヒアリング分析（42事例）を基に生活不安定化の実態を明らかにするとともに、これまでの行政等による生活保障政策の一方で、被害者を含む地域住民の参加・協働・自主管理に基づく自力更生的な支援組織が果たした役割を明らかにしようとする実証的研究である。本論文の成果は、これまでの「水俣病」研究とは一線を画し、生活構造の詳細な分析を基に、生活の不安定化、安定化に影響を及ぼす条件とそれへの支援組織の関わりを明らかにした点に独自性が認められる。本論文は、序章と終章を含めた全9章で構成（本文340頁、図表173点、引用・参考文献473点）されている。

序 章 研究の課題と方法

第1章 水俣病被害者の生活破壊と生活保障に関する課題

第2章 水俣市の都市整備と支援団体による活動

第3章 貧困層の創出過程

第4章 水俣病多発地域における階層移動と生活構造に関するライフヒストリー調査

第5章 漁家の階層移動に関する事例分析

第6章 非漁家の階層移動に関する事例分析

第7章 水俣病被害者支援団体と福祉的就労

終 章 考察、研究の意義、残された課題

序章（研究の課題と方法）では、公害による環境破壊と生活保障の実態をとらえるために、①排除の側面と、②包摂の側面より検討を加えている。研究方法は、水俣病被害者の階層移動の実態を解明するために、訪問面接調査で得られた水俣病被害者42事例のライフヒストリー分析を採用し、また、地域資源を活用し福祉的な支援を兼備えた内発的な団体の形成過程を文献調査など史実より明らかにする方法が採られている。

第1章（水俣病被害者の生活破壊と生活保障に関する課題）では、チッソが水俣地域へ進出する過程を概観している。①チッソによる近代工場の建設は、主要な産業が乏しい水俣地域において雇用を創出するとともに、地域住民の生活は豊かになると考えられ期待されたが、一方、不知火海沿岸部に居住する漁家は、チッソの地域進出によって生活の糧となる漁場を奪われ窮乏化したこと、②水俣病多発地域（水俣湾及び不知火海沿岸部）は、天草諸島などから移住してきた人々によって形成され、

在来農家（ジゴロ）らは、漁家や半農半漁の住民を貧しい者（ナグレ）として蔑視しており、水俣病を伴う偏見や差別が増幅した。③同一地域内で水俣病被害者を排除し合うようになり、伝統的な互助は喪失し、収入源を絶たれた漁家は、生活が困窮することから、生活保護を受給するが、チッソからの補償金を受け取ったことにより、公的扶助は停止されることになったことなどを明らかにしている。

第2章（水俣市の都市整備と支援団体による活動）では、水俣病を発生させた原因企業であるチッソの地域進出から水俣病発生後に至る経緯における、市や県による都市整備の状況を概観するとともに、支援団体による支援活動についての検討がなされている。①当初水俣市の都市計画は、道路、港湾、河川等、公共インフラを整備する事業であり、チッソを中心とした産業構造の転換を構想、②その後、1956年、水俣病の原因がチッソ水俣工場の廃液であると特定されると、チッソの経営は悪化。基幹産業の衰退は人口減少につながるとともに、市税収入も大幅な減収となった。③水俣市は財政の安定化を図るために、1960年工場誘致条例を制定し企業誘致を図った。④一方、熊本県は、環境破壊によって生産の場を失った漁家の窮乏化が著しい状況を鑑みて、零細漁家の生活をそのまま放置すれば、被保護世帯に転落するとして、漁業対策や失業対策に加えて、水俣病緊急対策事業が講じられた。さらに、漁家や水俣病被害者を対象とした、内発的な支援団体の活動について検討し、その果たした役割について明らかにしている。

第3章（貧困層の創出過程）では、主として水俣病発生と同時期の高度経済成長期における貧困の創出過程を論じた籠山京の「労働による消費と再生産のバランスが崩れ、さらに貧困の条件が揃うと、階層落層、階層転落が生じ窮乏化現象」（1976年）の理論を援用し、貧困水準の理論と貧困層の創出過程を概観することより、水俣病被害者の窮乏化ならびに貧困からの脱出条件を明らかにするための理論的枠組みについて検討している。

第4章（水俣病多発地域における階層移動と生活構造に関するライフヒストリー調査）では、調査協力者を得て、水俣病被害世帯42ケースのライフヒストリー分析を行った、本論文の中核部にあたる章である。調査の方法は、構造化した設問と半構造化した設問により構成した面接用紙を用いて、出生から就業歴および、資産、所得の有無、被害の状況など訪問面接調査によって収集している。得られたデータは個別シートに時系的に記載している。また、分析の方法は、1930年を基準として、調査対象世帯を漁家（26ケース）、非漁家（16ケース）に分類し5年毎の階層移動をとらえている。その結果、階層移動の特徴として以下の3点を明らかにしている。①漁家、非漁家の下降時期は、漁家の下降が著しく示唆されたのが第6期（1955年－1959年）、第7期（1960年－1964年）に該当する。非漁家は、第6期（1955年－1959年）の時期に、漁家同様に下降が発生している。これらのことから漁家、非漁家ともに第6期（1955年－1959年）に下降が生じていることが確認できた。この階層下降時期は1959年に熊本県水産課が行った水俣病関係漁業基本対策との関係していることを、指摘している。②漁家、非漁家の上昇時期は、漁家の上昇時期が第9期（1970年－1974年）、第10期（1975年－1979年）に見られ、階層下降が最も確認できる時期から階層上昇の時期までに、約15年間の期間を要していることがわかる。また、非漁家においても漁家と同様に、第6期（1955年－1959年）に下降が生じるが、その後、機能集団に吸収され被用者になることから階層下降は生じていない。非漁家の上昇は、第11期（1980年－1984年）、第14期（1995年－1999年）に確認することができた。③階層区分を上層、中層、下層の3区分に分けた上で、生活保障の有無を加味して42ケースを類型すると、A上層安定8ケース、B中層安定5ケース、C下層不安定29ケースの3つに類別することができるとしている。

第5章（漁家の階層移動に関する事例分析）では、貧困原因とされる疾病、死亡、多子、失業、事業不振といった内的要因と、公害による生産の場の破壊、流通市場の停止など、外的要因が生じることによって下降は生じていたが、事例を詳しく分析すると直ちに窮乏化が生じ、階層落層、階層転落を伴う下降が発生しているわけではなかった（履歴現象）。階層移動が生じた漁家世帯では、①労働生活、②労働力消費、③労働力再生産、④消費生活がバランスを崩しながら順次階層移動していることが解った。

一方、階層上昇は、**No.3** にみるように第9期以降、チッソの企業補償を得て漁船の機械化や経営耕地を購入して階層を上昇させた事例、また、**No.35** のように体調の悪化によって企業を退職するが、団体職員に入職することによって階層下降が停止し、安定的（15年）に推移するという事例も散見できた。

第6章（非漁家の階層移動に関する事例分析）では、公害によって絶えず窮乏化の圧力が非漁家世帯に加わり、これに抵抗しきれなくなった世帯から階層移動が生じていた。窮乏化に直面した世帯は、生活構造を変異させ、機能集団へ吸収されるなどして、生活の安定化が目指されていた。**No.17** のように内発的な団体への参加により、階層下降が停止し、生活が安定化した。非漁家の特性は、コミュニティや協同団体（中間支援団体）など、メゾレベルが機能した場合、階層下降は停止し、生活が安定的に推移していることが解った。

第7章（水俣病被害者支援団体と福祉的就労）では、第5章、第6章で示した事例に基づいて生活構造の安定したケースを考究している。第2章で論じられた自力更生を目指す内発的な団体が水俣病被害者の生活を救済し、地域住民の暮らしを支える一助足りえている実践事例（相思社やエコネットみなまた）を記述している。

終章（考察、研究の意義、残された課題）では、その結論として、①42ケースの階層移動の傾向および、漁家、非漁家の下降時期、上昇時期を究明したこと、②水俣病被害者世帯の階層上昇は、チッソから補償金を得て漁船を所有、または機械化することによって、生活構造を強化して階層を上昇させていること。さらに、親族から資金調達を得て農地を所有し、農業階層に移動することで階層上昇を果たしていること。そして、チッソから補償金を得た後、水俣病被害者団体に参加することによって階層を上昇させていること。③内発的に形成された水俣病被害者を支援する団体の活動は生活の安定化に寄与したこと。水俣病被害者や障害者を含む就労支援の他に生活上の相談や差別・偏見をなくすための福祉的な実践を展開したことなどを論じている。また、本研究の意義として、①水俣病被害者は環境破壊にともない生産の場（漁場）や流通市場を失うことから窮乏化に直面しているが、その中でも、いかにして貧困を脱出したのかという過程を具体的に提示しえたこと、②62年前、南九州で発生したチッソによる環境破壊は、未曾有の災害をもたらした福島第一原発事故と共通性が認められる。本研究で明らかにした生活保障と支援団体の形成過程は福島第一原発事故被災者の生活困難からの脱出と風評被害の克服への応用が期待できることである。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

2018年7月12日の第4回大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において、三好禎之氏の博士学位審査請求論文が受理された。学内審査委員3名（野口定久、後藤澄江、児玉善郎）は、それぞれに提出論文を精査した上で、2018年7月30日19:00より最終試験（口頭試問）を

実施した。同日中に学内審査委員3名により、最終試験の結果について審議した。学外審査委員の古橋エツ子先生（花園大学名誉教授）からの審査報告書（2018年8月20日付）を総合して、本論文は博士学位（社会福祉学）授与にふさわしいとの結論に達した。

2. 論文の評価

申請者（三好禎之氏）の提出論文は、これまでの水俣病に関する先行研究を詳細に分析した上で、いままで究明されてこなかった水俣病被害者世帯の生活構造を経年的にライフヒストリー法による事例研究に基づいて、事例ごとの階層転落のみならず、階層上昇の事例の存在をも明示したことである。本論文を通じて独自に明らかにした点は、①42ケースのライフヒストリー分析より漁家、非漁家の生活不安定化の時期、生活安定化の時期を究明したこと（第4章）、②水俣病被害者世帯の生活安定化はチッソから補償金を得て漁船を所有、または機械化することによって、労働生活および労働力消費、労働力再生産を強化することで可能となったこと（第5章、第6章）、③内発的に形成された水俣病支援者団体の雇用創出の支援活動が生活の安定化に貢献したこと（第7章）などである。これらの成果は、これまでの「水俣病」研究とは一線を画し、生活構造の詳細な分析（貯蓄資産、家族の稼働力、家族の支援、援助、企業補償、支援団体）を基に、生活の不安定化、安定化に寄与する条件とそれへの支援組織の関わりを明らかにした点に独自性があると考えられる。三好氏が採用した研究方法は、水俣病被害者の生活構造に係る「生活保障システム論」の解釈に留まらず、地域の自立支援団体の運動と実践を通して、階層転落を食止める実質的な生活保障のあり様を明示したという点において優れている。

他面、本論文には、以下のような弱点・難点も見られる。第1は、水俣病被害者の生活再建に支援団体が果たした役割は限定的であるが、考察ではその役割を過大評価しすぎている面が見受けられること。第2は、企業補償が加わったとしても、階層上昇にはつながらなかった（終章の考察）といった記述の正確な分析が乏しく、推測の記述が随所で見受けられ、階層上昇が見られなかった事例の本質的な考察が不足していること。第3は、水俣病被害者を漁家層と非漁家層に分けた理由が不明確であること。本人からは、これらの諸点を今後の研究に組み入れたいとの意志も語られた。本論文には、以上のような弱点・難点もあるが、全体としては、本学の社会福祉学領域の博士論文に求められる水準に満たしていると評価できる。

最後になるが、学外審査委員の古橋エツ子氏は、三好氏の論文の特徴を、①公害により漁家や水俣病被害者となった人々の生活がいかに破壊されたかを横断的かつ縦断的に探索された研究は少ないなかで、漁家・非漁家の階層移動に関する事例分析から「公害による窮乏化」が直ちに階層落層・転落の発生と繋がっていない点を明確にし、②生産の場の破壊や流通市場の停止により労働力消費が出来ず労働力の再生産を得ることが出来なかった点や世帯の消費活動が大きくなることから生活構造の変異が生じていた点を明らかにするという「公害による窮乏化」のメカニズムを究明している。③公害激甚地域にみられる激しい偏見と差別の要因を人権の視点から、また水俣病被害者への福祉的就労が生活保障システムの構築に繋がるという法・政策の視点からも考察されており、学際的な研究として日本法政学会、日本人権教育研究学会においても学術的価値が高く評価されている（原文のまま）と評している。

3. 最終試験（学力の確認）の結果

2018年7月30日、三好氏への最終試験（口頭試問）を実施した。まず、はじめに三好氏が事前

に用意した口頭試問提出資料を配布し、本論文の目的・研究方法・構成・特色・課題について要領よく説明がなされた。この際も、氏の現地調査による相当な実践研究の蓄積があることが確認された。また、本研究の到達点と弱点、今後の研究課題についても明快に語った。続いて、審査委員長が本論文の全体的な評価を述べた後、両副査の審査委員が本論文の弱点や疑問点について鋭く切り込んだ。一つひとつの問いに対し、氏は本研究の到達点と限界を述べたうえで、真摯に回答した。また、本論文で取り上げた理論命題の大きさ故か、結論部分の不明瞭さに関しては、氏の今後の研究（出版）に期待することで一致した。最後に英語力の審査を行った。本人記述の英文要旨の中からランダムに文節をとりあげ、英語記述の読み上げと日本語訳を指示したところ、適切に返答がなされた。

4. 結論

本審査委員会は、三好禎之氏は日本福祉大学学位規則第 12 条および第 5 条第 2 項により博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしいものと判断し、合格と判定する。

以上